3　第三十六条第十二項の規定は、臨時検査の申請について準用する。

4　前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

5・6　（略）

（限定自動車検査証等の提出）

第三十七条の二の三　（略）

（自動車検査証の記入の申請等）

第三十八条　（略）

2～4　（略）

5　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。

6～8　（略）

9　第三十六条第十二項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。

10　第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

（予備検査）

第四十二条　（略）

2　前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで及び第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

3～5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）

（新設）

3・4　（略）

（限定自動車検査証等の提出）

第三十七条の二の二　（略）

（自動車検査証の記入の申請等）

第三十八条　（略）

2～4　（略）

5　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難となり又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたときは、車両番号を変更することができる。

6～8　（略）

（新設）

（新設）

（予備検査）

第四十二条　（略）

（新設）

2～4　（略）

告示

○法務省告示第三百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十九日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関	イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関
［略］	［同上］

名称	所在地	実習内容
アイテック株式会社	群馬県太田市西新町百三十五番七号	機械加工
株式会社へいせい	福岡県糸島市前原西五丁目一番三十一号	とび

［項を加える。］

名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社平良建工	神奈川県横浜市鶴見区潮田町一丁目七十七番地六	とび
株式会社西山精密板金	長野県岡谷市神明町二丁目三番二十一号	工場板金

［項を加える。］

ロ　［略］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		

ロ　［同上］

ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		

［項を加える。］

［項を加える。］